

厚生労働大臣が定める手数料の額の一部を改正する件

○厚生労働省告示第百七十二号

職業能力開発促進法施行令（昭和四十四年政令第二百五十八号）第七条第二項の規定に基づき、厚生労働大臣が定める手数料の額（平成十四年厚生労働省告示第二百十三号）の一部を次の表のように改正し、令和六年四月一日から適用する。

令和六年三月二十九日

厚生労働大臣 武見 敬三

改正後

検定職種 ウエブデザ イン	試験区分 特定非営利活動法人インター ネットスキル認定普及協会が実 施する次の試験に係るもの 一 (略) 二 二級	手数料の額 (略)
三 三級	実技試験 学科試験	一六、〇〇〇円 七、〇〇〇円

改正前

検定職種 ウエブデザ イン	試験区分 特定非営利活動法人インター ネットスキル認定普及協会が実 施する次の試験に係るもの 一 (略) 二 二級 イ ロに掲げる者以外の者 ロ 二十五歳未満の在職中の 者(実技試験実施日が属す る年度の四月一日において 二十五歳に達していない者 であって、受検申請時に雇 用保険法(昭和四十九年法 律第百十六号)第四条第一 項に規定する被保険者であ るもの(出入国管理及び難 民認定法(昭和二十六年政 令第三百十九号)別表第一 の上欄の在留資格をもって 在留する者を除く。)をい う。以下同じ。)	手数料の額 (略)
三 三級	実技試験 学科試験	一六、〇〇〇円 七、〇〇〇円

(傍線部分は改正部分)

イ ロ又はハに掲げる者以外の者

(略)

ロ 二十三歳未満の在職中の者(実技試験実施日が属する年度の四月一日において二十三歳に達していない者であつて、受検申請時に雇用保険法(昭和四十九年法律第十六号)第四条第一項に規定する被保険者であるもの(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)別表第一の上欄の在留資格をもつて在留する者を除く。)をいう。以下同じ。)

実技試験

(略)

ハ 二十三歳未満であつて在職中の者以外の者(実技試験実施日が属する年度の四月一日において二十三歳に達していない者であつて、受検申請時に雇用保険法第四条第一項に規定する被保険者である者以外のもの(出入国管理及び難民認定法別表第一の上欄の在留資格をもつて在留する者を除く

(略)

四、〇〇〇円

(略)

イ ロに掲げる者以外の者

(略)

ロ 二十五歳未満の在職中の者

実技試験

(略)

(新設)

(略)

三、〇〇〇円

(略)

(新設)

	<p>学科試験 一〇、〇〇〇円</p> <p>ロ 二十三歳未満の在職中の者 実技試験 一九、五〇〇円</p> <p>学科試験 一〇、〇〇〇円</p> <p>ハ 二十三歳未満であつて在職中の者以外の者 実技試験 二四、〇〇〇円</p> <p>学科試験 一〇、〇〇〇円</p>	<p>(略)</p>
<p>眼鏡作製 (略)</p>	<p>(略)</p> <p>公益社団法人日本眼鏡技術者協会が実施する次の試験に係るもの 一 一級 実技試験 (略)</p> <p>二 二級 実技試験 (略)</p>	<p>(略)</p> <p>三四、〇〇〇円 (略)</p> <p>三四、〇〇〇円 (略)</p>
<p>レストランサービス (略)</p>	<p>(略)</p> <p>一般社団法人日本ホテル・レストランサービス技能協会が実施する次の試験に係るもの 一 (略) 二 二級 実技試験 (略)</p> <p>三 三級 実技試験 (略)</p>	<p>(略)</p> <p>一六、〇〇〇円 (略)</p> <p>一三、〇〇〇円 (略)</p>

	<p>学科試験 八、五〇〇円</p> <p>ロ 二十五歳未満の在職中の者 実技試験 一四、五〇〇円</p> <p>学科試験 八、五〇〇円 (新設)</p>	<p>(略)</p>
<p>眼鏡作製 (略)</p>	<p>(略)</p> <p>公益社団法人日本眼鏡技術者協会が実施する次の試験に係るもの 一 一級 実技試験 (略)</p> <p>二 二級 実技試験 (略)</p>	<p>(略)</p> <p>二九、九〇〇円 (略)</p> <p>二九、九〇〇円 (略)</p>
<p>レストランサービス (略)</p>	<p>(略)</p> <p>一般社団法人日本ホテル・レストランサービス技能協会が実施する次の試験に係るもの 一 (略) 二 二級 実技試験 (略)</p> <p>三 三級 実技試験 (略)</p>	<p>(略)</p> <p>一三、〇〇〇円 (略)</p> <p>一〇、〇〇〇円 (略)</p>

<p>ビル設備管理</p>	<p>フィットネスクラブ・マネジメント</p>	<p>一般社団法人日本フィットネ産業協会が実施する次の試験に係るもの</p> <p>一 一級 実技試験 (略)</p> <p>二 二級 実技試験 学科試験</p> <p>三 三級 実技試験 学科試験</p>	<p>一般社団法人日本フィットネ産業協会が実施する次の試験に係るもの</p> <p>一 一級 実技試験 (略)</p> <p>二 二級 実技試験 学科試験</p> <p>三 三級 実技試験 学科試験</p>	<p>公益社団法人全国ビルメンテナンス協会が実施する次の試験に係るもの</p> <p>一 (略)</p> <p>二 二級 実技試験 学科試験</p>	<p>二、三、〇〇〇円 (略)</p> <p>八、〇〇〇円 八、〇〇〇円</p> <p>五、八〇〇円 五、八〇〇円</p>
<p>機械保全</p>	<p>公益社団法人日本プラントメンテナンス協会が実施する次の試験に係るもの</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 二級</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>

<p>ビル設備管理</p>	<p>フィットネスクラブ・マネジメント</p>	<p>一般社団法人日本フィットネ産業協会が実施する次の試験に係るもの</p> <p>一 一級 実技試験 (略)</p> <p>二 二級 実技試験 学科試験</p> <p>三 三級 実技試験 学科試験</p>	<p>一般社団法人日本フィットネ産業協会が実施する次の試験に係るもの</p> <p>一 一級 実技試験 (略)</p> <p>二 二級 実技試験 学科試験</p> <p>三 三級 実技試験 学科試験</p>	<p>公益社団法人全国ビルメンテナンス協会が実施する次の試験に係るもの</p> <p>一 (略)</p> <p>二 二級 イ ロに掲げる者以外の者 実技試験 学科試験</p> <p>ロ 二十五歳未満の在職中の者 実技試験 学科試験</p>	<p>一九、〇〇〇円 (略)</p> <p>七、五〇〇円 七、五〇〇円</p> <p>五、〇〇〇円 五、〇〇〇円</p>
<p>機械保全</p>	<p>公益社団法人日本プラントメンテナンス協会が実施する次の試験に係るもの</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 二級</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>

工 情報配線施	
通信推進協議会が実施する次の 特定非営利活動法人高度情報	<p>五 (略)</p> <p>学科試験 実技試験 在校生 (2) 学科試験 実技試験 学科試験 実技試験 (1) (2)に掲げる者以外の者</p> <p>ハ 二十三歳未満であつて在職中の者以外の者</p> <p>実技試験 在校生 (2) 実技試験 (略)</p> <p>ロ 二十三歳未満の在職中の者</p> <p>(1) (2)に掲げる者以外の者 実技試験 (略)</p> <p>イ ロ又はハに掲げる者以外の者 の者 (1)・(2) (略)</p> <p>四 三級</p> <p>学科試験 実技試験</p>
	<p>(略)</p> <p>四、六〇〇円 六、二〇〇円 一、六〇〇円 四、六〇〇円</p> <p>(略)</p> <p>六、二〇〇円 (略)</p> <p>七、七〇〇円 (略)</p> <p>(略)</p> <p>一五、四〇〇円 四、六〇〇円</p>

工 情報配線施	
通信推進協議会が実施する次の 特定非営利活動法人高度情報	<p>五 (略)</p> <p>(新設) 実技試験 在校生 (2) 実技試験 (略)</p> <p>ロ 二十五歳未満の在職中の者</p> <p>(1) (2)に掲げる者以外の者 実技試験 (略)</p> <p>イ ロに掲げる者以外の者</p> <p>四 三級</p> <p>学科試験 実技試験 学科試験 実技試験 者 ロ 二十五歳未満の在職中の者</p> <p>イ ロに掲げる者以外の者 の者 (1)・(2) (略)</p> <p>学科試験 実技試験 学科試験 実技試験</p> <p>一五、四〇〇円 四、六〇〇円</p>
	<p>(略)</p> <p>(新設) (略)</p> <p>二、九〇〇円 (略)</p> <p>(略)</p> <p>六、四〇〇円 (略)</p> <p>(略)</p> <p>六、四〇〇円 四、六〇〇円</p>

試験に係るもの

一 (略)

二 二級

実技試験
学科試験

(略)

二二、〇〇〇円
七、〇〇〇円

三 三級

イ ロ又はハに掲げる者以外の者

(1) (2)に掲げる者以外の者

実技試験
学科試験

(2) 在校生

実技試験
学科試験

ロ 二十三歳未満の在職中の者

実技試験

(略)

ハ 二十三歳未満であつて在職中の者以外の者

(1) (2)に掲げる者以外の者

実技試験
学科試験

(2) 在校生

実技試験

三、三〇〇円
(略)

四、九〇〇円
六、五〇〇円

六、五〇〇円
六、五〇〇円

四、九〇〇円
六、五〇〇円

三、三〇〇円

試験に係るもの

一 (略)

二 二級

イ ロに掲げる者以外の者
実技試験
学科試験

(略)

二二、〇〇〇円
七、〇〇〇円

三 三級

イ ロに掲げる者以外の者

実技試験
学科試験

実技試験
学科試験

ロ 二十五歳未満の在職中の者

実技試験

(略)

(新設)

二、九〇〇円
(略)

六、五〇〇円
六、五〇〇円

一三、〇〇〇円
七、〇〇〇円

(新設)

ハウスクリーニング	(略)	(略)
ハウスクリーニング 公益社団法人全国ハウスクリーニング協会が実施する次の試験に係るもの	<p>(略)</p> <p>三 三級</p> <p>イ ロ又はハに掲げる者以外の者</p> <p>ロ 二十三歳未満の在職中の者</p> <p>実技試験 (略)</p> <p>ハ 二十三歳未満であつて在職中の者以外の者</p> <p>職中の者以外の者</p> <p>実技試験 (略)</p> <p>学科試験 (略)</p>	<p>六、五〇〇円</p> <p>(略)</p> <p>一八、〇〇〇円 三、五〇〇円</p> <p>(略)</p> <p>一、三〇〇円 三、〇〇〇円 (略)</p>

ハウスクリーニング	(略)	(略)
ハウスクリーニング 公益社団法人全国ハウスクリーニング協会が実施する次の試験に係るもの	<p>(略)</p> <p>三 三級</p> <p>イ ロに掲げる者以外の者</p> <p>ロ 二十五歳未満の在職中の者</p> <p>実技試験 (略)</p> <p>学科試験 (略)</p> <p>ハ 二十五歳未満の在職中の者</p> <p>実技試験 (略)</p> <p>イ ロに掲げる者以外の者</p> <p>二 二級</p> <p>一 (略)</p> <p>学科試験 (略)</p> <p>実技試験 (略)</p> <p>イ ロに掲げる者以外の者</p> <p>学科試験 (略)</p> <p>実技試験 (略)</p>	<p>(略)</p> <p>九、〇〇〇円 三、五〇〇円</p> <p>(略)</p> <p>六、〇〇〇円 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>一八、〇〇〇円 三、五〇〇円</p> <p>(略)</p>

実技試験
学科試験

三五、四〇〇円
一一、四〇〇円

実技試験
学科試験

二九、九〇〇円
八、九〇〇円